

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

（一） 処理する市町村が拡大する事務等（三十九事務）

（二） 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

ただし、二（二）の一部については公布の日、平成二十九年四月二日又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日